

「社会保障カード（仮称）の 基本的な構想に関する報告書」 について

厚生労働省

平成20年2月7日(木)

社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯（１）

平成１８年

●「ＩＴ新改革戦略」（１月１９日 ＩＴ戦略本部）

医療・介護・年金等の公共分野において、ＩＣカードによる安全で迅速かつ確実なサービスの提供を推進することとし、導入のあり方等について2007年夏までに検討を行い、結論を得る。

●「重点計画－2006」（７月２６日 ＩＴ戦略本部）

医療・介護・年金等の分野におけるＩＣカードの導入について、公共分野におけるＩＣカードの導入のあり方等の検討と連動しつつ検討を行い、2007年夏までに結論を得る。

平成１９年

●「成長力加速プログラム」（４月２５日 経済財政諮問会議）

医療のＩＴ化を進めるため、「健康ＩＴカード（仮称）」の導入に向け、システムの基本構想等について検討を行い、年内を目途に結論を得る。

●「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」（５月１５日 厚生労働省）

【目標・指標】・平成１９年中を目途に、健康ＩＴカード（仮称）の導入に向けた検討を行い、結論を出す。

【政策手段】○平成１９年中を目途に、下記の事項について検討を行う。

- ・社会保障全体を視野に入れたシステムの基本構想づくり
- ・個人情報保護
- ・社会保障番号（仮称）の付番方法、カードへの登載方法、費用分担
- ・費用対効果

●「経済財政改革の基本方針2007」（６月１９日 閣議決定）

「健康ＩＴカード」（仮称）の導入に向けた検討を行い、平成１９年内を目途に結論を得る。

社会保障カード（仮称）に関する議論の経緯（2）

平成19年

●「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録体制の確立について」（7月5日 政府・与党）

2. 「社会保障カード」（仮称）の導入【平成23年度中を目途】

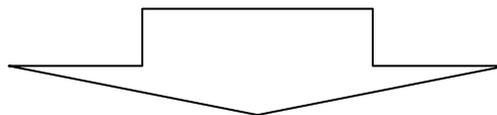
銀行通帳のような方式ではなく、個人情報を保護する観点から記載内容が他人に見られないよう十分なセキュリティの確保を行った上で、1人1枚の「社会保障カード」（仮称）を導入する。また、このカードは年金手帳だけでなく、健康保険証、更には介護保険証の役割を果たす。さらに、お年寄りなどご本人の希望があった場合には、写真を添付し身分証明書としてお使いいただけるものである。年金の記録については、窓口における年金記録の確認はより、自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるようになる。また、このカードは、基礎年金番号の重複付番の防止にも役立つものである。

●「重点計画－2007」（7月26日 IT戦略本部）

（イ）社会保障カード（仮称）の推進（厚生労働省）

年金手帳や健康保険証、更には介護保険証としての役割を果たす「社会保障カード（仮称）」を2011年度中を目途に導入することを目指す。その際、電子私書箱（仮称）の検討と連携しつつ、希望する個人が健診情報等の健康情報の閲覧・管理に役立てるための仕組みの導入に向け、システム基本構想等について検討を行い、2007年内を目途に結論を得る。

医療機関や保険者等に個別管理されている情報を、希望する国民が自ら入手・管理できる「電子私書箱（仮称）」を検討し、2010年頃のサービス開始を目指す。



9月 厚生労働省に「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」を設置

「社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会」の構成・活動

メンバー（50音順 敬称略）

座長	大江 和彦	東京大学大学院医学系研究科教授
	大山 永昭	東京工業大学大学院理工学研究科教授
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部経済学科教授
	高山 憲之	一橋大学経済研究所教授
	田中 滋	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	辻本 好子	NPO法人ささえあい医療人権センターCOML（コムル）理事長
	樋口 範雄	東京大学法学部教授
	堀部 政男	一橋大学名誉教授
	南 砂	読売新聞東京本社編集委員
	山本 隆一	東京大学大学院情報学環准教授

※ オブザーバー：内閣官房IT担当室、総務省

検討会の活動

【検討会】

- ・ 第1回 平成19年9月27日 開催
- ・ 第2回 10月15日 開催
- ・ 第3回 10月23日 開催
- ・ 第4回 12月7日 開催
- ・ 第5回 12月21日 開催
- ・ 第6回 平成20年1月21日 開催

【作業部会（関係団体との意見交換を実施）】

- ・ 第1回 平成19年11月20日 開催
- ・ 第2回 11月21日 開催
- ・ 第3回 11月27日 開催
- ・ 第4回 11月28日 開催

平成20年1月25日、「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」を取りまとめ。

今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

「社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書」 (平成20年1月25日 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会) のポイント

社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書のポイント

- ◆年金手帳、健康保険証、介護保険証としての役割を果たし、年金の記録等を自宅においても常時、安全かつ迅速に確認できるものとしつつ、将来的な用途拡大にも対応可能なものとする。
- ◆2011年度（平成23年度）を目途に導入することを目指し、今後、費用等を含めた選択肢を整理し、更に具体的な仕組みの検討を進める。

①利用者の利便性向上と保険者・サービス提供者等の事務効率化を実現する。

年金手帳、健康保険証、介護保険証が1枚のカードになる

- 1枚となることで、**保管、携帯に便利。発行の事務負担も軽減**される。
- 現在の保険証等に記載されている情報がICチップなどに収録され、**プライバシーの保護に優れる**。
- 引越、転職等で保険者を異動した場合でも、**保険証の再取得等が不要**。
- 医療機関等の窓口で即時の資格確認が可能**となることや、**保険証の情報の転記ミスがなくなる**ことで、事務負担が軽減。
- 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減。

自分の年金記録等を自宅のパソコン等からいつでも安全かつ迅速に確認可能

- オンライン上で厳格な本人確認が行われ、成りすまし等を防止**することができる仕組みとする。
- 利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、希望者は、**自分の特定健診結果等の健康情報も閲覧することが可能**。
- 希望者は、身分証明書として利用することも可能。

②プライバシー侵害、情報の一元的管理に対する不安が極力解消される仕組みとする。

- **カードに収録する情報を本人確認のために必要な最小限のものに限定するとともに、安全性に優れたICカードを導入し、不正な情報の読み出し等による被害を防止する。**

※カードに収録する情報は、移行期や異常時の対応等を踏まえて決定する。

- **資格情報は、従来通り、各制度の保険者が管理し、資格情報を何らかの方法で関連付けた上で、カードには加入者を特定するための鍵となる情報を収録し、その情報を利用してデータベース上の資格情報にアクセスすることにより、資格確認を行う。**

※加入者を特定するための鍵としてカードに収録する情報の選択肢

案1：各制度共通の統一的な番号

案2：カードの識別子（カードを識別する記号等）

案3：各制度の現在の被保険者番号

案3-2：各制度内で不変的な番号を創設

案4：基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）

- **資格情報のセキュリティ対策を徹底するとともに、カードの収録情報に応じた利用制限（例：番号の告知要求制限、データベースの構築禁止等）を検討する。**

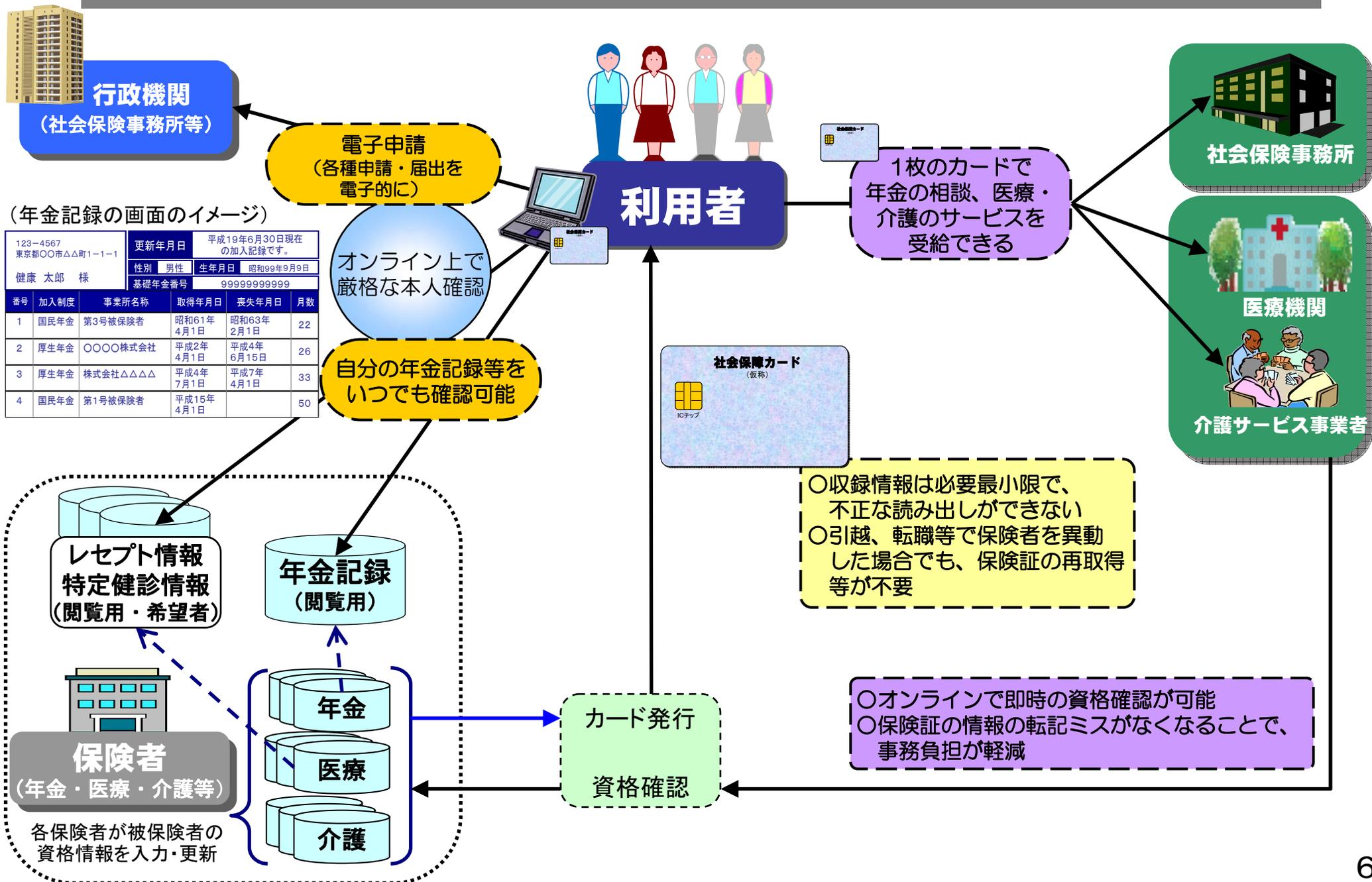
③コストを抑えつつ、より多くの効果を実現する、費用対効果に優れた仕組みとする。

- **関連する仕組み（レセプトオンライン請求、住基カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の仕組み）を最大限に活用し、必要となるコストを抑制する。**

- **簡単・確実に自分のカードを受け取ることができ、自分以外が受け取ることがない方法を検討する。**

※カードの交付についての選択肢 → 案1：市町村が交付 案2：医療保険者が交付 案3：年金保険者たる国が交付

社会保障カード（仮称）の基本的な構想についてのイメージ



「社会保障カード(仮称)の基本的な構想に関する報告書」
(平成20年1月25日 社会保障カード(仮称)の在り方に関する検討会)
のあらまし

1 検討に当たっての基本的な考え方

社会保障カード（仮称）の基本的な構想については、以下の4つの考え方に基づき検討を行ってきたところであるが、今後、この方向に沿って検討を進めていく。

- (1) まずは、年金、医療、介護分野を対象に本カードを導入し、利用者の利便性を向上させることとするが、将来的には、ICカードの特性を活かして、他の社会保障分野への用途拡大が可能となるような仕組みとする。
- (2) カードの導入によって、利用者の利便性を向上させるだけでなく、保険者、医療機関や介護サービス事業者等のサービス提供者、行政機関の事務効率化にも資する仕組みとする。
- (3) 自らの年金記録、特定健診結果やレセプト情報等の情報が一元的に管理され、プライバシーが侵害されるのではないかと不安が極力解消されるような仕組みとする。また、カードを紛失した場合や盗難にあった場合でも大丈夫なのかといった点も含め、様々な懸念や不安が極力解消されるよう、具体的な仕組みの説明に努め、利用者の理解が得られるようにする。
- (4) カードの導入に当たっては、レセプトオンライン請求、住民基本台帳カード発行、公的個人認証サービス、電子私書箱等の既存の仕組みや関連する仕組みを最大限に活用し、可能な限り、追加費用を抑える仕組みとしつつ、カード導入費用及び毎年の運営費用に見合うだけの効果が生み出されるような仕組みとする。

2 現状と課題（1）

年金・医療・介護各制度にまたがるもの

- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証は各保険者から別々に交付されており、利用者は、複数の手帳・カードを管理する必要がある。
- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証には、住所や事業所名等多くの個人情報が記載されており、紛失・盗難にあった場合に、個人情報の流出や悪用のおそれがある。
- ・ 現行では、各制度、各保険者で加入者を管理しており、制度や保険者をまたがって、個人を同定することが困難であるため、併給調整等に多くの事務負担が発生。
（例）
 - ・ 医療保険の傷病手当金と年金との併給調整
 - ・ 介護保険料の年金からの特別徴収

年金

- ・ 年金記録の管理に対する国民の不安が高まっている。
- ・ 自分の年金記録をいつでも、安全かつ迅速に確認できる環境が十分ではない。
- ・ 年金手帳の交付を受けてから年金の裁定請求をするまでの間、年金手帳の使用する機会が少なく、年金手帳の保管場所がわからなくなることがある。

2 現状と課題（2）

医療保険・介護保険

- ・ 健康保険証が世帯で1枚の保険者もまだ多く、家族が同時に病気になった際などには不便。
- ・ 健康保険証の他に、標準負担額減額認定証等様々な書類が交付されており、携帯・管理が不便。介護保険被保険者証の他に、介護保険負担額減額認定証が交付される場合があり、携帯・管理が不便。
- ・ 市町村をまたいだ住所異動、転職等の際に、健康保険証を保険者に提出・返却する必要がある。市町村をまたいだ住所異動の場合、介護保険被保険者証を保険者に返却する必要がある。
- ・ レセプトへの資格情報の転記ミス、資格喪失後の受診等により、保険者・医療機関・審査支払機関に医療費請求における過誤調整事務が発生。
- ・ 資格取得の届出漏れによる医療保険未加入状態での受診が医療機関の未収金の発生原因の一つとなっている。
- ・ 自分のレセプト情報の取得手続に時間がかかる。
- ・ 被保険者番号は、保険者の異動等により変わるため、例えば、過去に受診歴のある患者が保険者の異動後に再来院した場合、医療機関に保存されている情報がその患者のものかどうか同定できないことがある。

3 カード導入により目指す効果の例（1）

年金・医療・介護各制度にまたがるもの

■ 利用者にとっての効果

- ・ 1枚のカードで、年金・医療・介護の給付、サービスを受けることができる。

■ 事務面での効果

- ・ 各保険者が個別に各種被保険者証を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。
- ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるため、制度間の併給調整等の事務負担が軽減される。

年金

■ 利用者にとっての効果

- ・ 自宅のパソコン等から常時、安全かつ簡便に自分の年金記録を確認できるので、安心できる。
- ・ 年金手帳がカード化され、健康保険証・介護保険被保険者証と一体のものとなるので、年金手帳の保管場所が分からないといったことが起こりにくくなる。
- ・ オンラインでの年金の裁定請求等の年金関係手続が利用しやすい環境になる。

■ 事務面での効果

- ・ ユーザID・パスワード認証方式により年金記録を提供することに関する事務負担が軽減される。
- ・ 年金手帳の再発行や窓口手続に係る事務負担が軽減される。

3 カード導入により目指す効果の例（2）

医療保険・介護保険

■ 利用者にとっての効果

- ・ 住所異動、転職等の際にも健康保険証を保険者に提出・返却する必要がなくなる。また、保険者を異動しても介護保険被保険者証を保険者に返す必要がなくなる。
- ・ 全保険者で健康保険証が1人1枚のカードとなる。標準負担額減額認定証や介護保険負担額減額認定証等を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 医療保険の資格喪失状態であることの把握が可能になり、加入手続漏れの減少が期待できる。
- ・ 自分のレセプトや特定健診結果、介護サービスの費用等の確認を安全にオンラインでできるようになる。

■ 事務面での効果

- ・ 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療費の過誤調整事務がなくなる。
- ・ 手続の漏れによる医療保険に未加入の状態や二重加入の状態の発生の容易な確認が可能となる。
- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、保険者・医療機関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。

その他

- ・ 行政機関への電子申請が行いやすくなる。
- ・ 希望者は身分証明書として利用可能。ICチップの空き領域に追加的な機能を持たせることも可能
- ・ ICチップに情報を収録することにより、プライバシーの保護に優れたものとなる。
- ・ 行政機関における窓口の事務負担が軽減される。

4 カード導入に当たっての留意点（1）

具体的な仕組みの検討に当たっては、平成19年11月の作業部会において関係団体より出された懸念等も含め、以下の点に留意する必要がある。

（1）全体として留意すべき事項

- ・ 個人情報の保護とセキュリティの確保のために十分な対策をとる必要がある。また、万が一、問題が生じた場合には、迅速かつ的確に対応できる仕組みとする必要がある。
- ・ 利用者の中には、情報技術を使いこなす能力や判断能力等について大きな差があることから、様々なケースを想定しつつ、検討を進めていく必要がある。

（2）被保険者証、資格確認に関する事項

- ・ カードを利用しようとしている者がこのカードの真正な所有者かどうかという本人確認を行う際には、例えば、医療機関等の窓口でパスワードを入力させることは、救急医療の場合等を考えると、課題があるのではないか。
- ・ カードが健保証の原本となるためには、全医療機関で資格確認が可能となることが必要。
- ・ 被保険者の資格取得・喪失等の情報については、届出時期によるタイムラグが生じることに留意する必要がある。
- ・ 国民健康保険では、保険料を滞納している被保険者に、状況に応じて短期被保険者証や資格証明書を発行する措置を講じているが、これは保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やす観点から行っているものであり、その機会が減らないような工夫が必要。
- ・ 介護保険においては、資格取得・喪失情報以外にも、要介護認定等の情報が必要であり、カードの券面にこれらの情報を記載しないこととした場合、被保険者がこれらの情報を知る 方策が必要となる。

4 カード導入に当たっての留意点（2）

（3）情報の閲覧に関する事項

- ・ カードによる情報閲覧が可能な端末機を一定程度制限するなど、情報の流出を防止し、プライバシーを保護するための方策を検討する必要がある。
- ・ レセプトは、審査支払機関の審査（保険者の再審査を含む。）を経てその内容が確定するため、例えば、審査の結果、実際には4回行った検査が、医療保険の請求上は3回とレセプトに記載されることがあり、こうした場合に、被保険者が閲覧したレセプト内容と実際の診療内容が異なることがある。また、非開示となるレセプトもあり、全てのレセプトを被保険者が自動的に閲覧できるわけではないことに留意する必要がある。

（4）カードの要件に関する事項

- ・ カードの表面やICチップからカード所有者の個人情報本来の目的を超えて読み取れない仕組みとする必要がある。
- ・ セキュリティを確保するためには、カード所有者自身も自らの識別情報を知らない仕組みとすることや、カードの識別情報を単純な番号以外のものとするとはできないか。

5 カードの要件、カードに収録する情報について

カードの要件

- ・ カードの紛失・盗難の場合も考え、セキュリティに十分配慮する必要があるため、安全性に優れたICカードを導入する。
- ・ ICカードについては、国際標準に準拠したものとし、安全性を高める。
- ・ 技術の進展等に対応し、一定のセキュリティ水準を保持するため、カードには有効期限を設ける。
- ・ ICチップの区切られた別の空き領域を利用し、追加的な機能を持たせることができるものとする。
- ・ カードの不正利用がされないよう、カードに収録された情報が正しいことやカードそのものが正当なものであること等を確保する措置を講ずることとする。

カードに収録する情報について

- ・ プライバシー保護の必要性や記載情報の変更による書き換え手続を必要最小限にとどめる観点から、本人確認のために必要な最小限のものに限定する。
- ・ その他のデータについては、データベースにアクセスして確認することとする。
- ・ カードに収録する情報のうち、カードの券面に記載する情報は極力少なくする。
- ・ ただし、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の対応について検討し、決定する。
- ・ 現行の被保険者証の券面に記載されている情報でカードの券面には記載されない情報については、利用者がすぐに内容を確認できるよう、例えば、その情報を記載した紙を添付するなどの対応を必要に応じて検討する必要がある。

6 加入者を特定するための鍵となる情報について

社会保障カード（仮称）については、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証の役割を果たすことを目指しているが、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を1枚のカードにし、確実に1人に1枚交付するためには、現在、年金、医療、介護の各制度における各保険者で管理している加入者の資格情報を、同一人物であることが特定できるよう、何らかの方法で関連付ける必要がある。その上で、加入者を特定するための『鍵』となる情報をカードに収録し、その情報を利用して各加入者の資格情報にアクセスできるようにする必要がある。

技術的に考えられる『鍵』となる情報の選択肢

案1 各制度共通の統一的な番号を利用

- ・ 利用者は自らの番号を認識し、その番号により資格確認やサービスの利用が出来るようにすることが基本。
- ・ 番号については、希望により変更を可能とすることも考えられる。

案2 カードの識別子を利用

- ・ 個人に番号を付与するのではなく、カードの識別子(カードを識別する記号等)によって、利用者を特定する。
- ・ カードが変わるたびにカードの識別子も変わる。
- ・ 利用者は、通常、資格確認やサービスの利用に当たって、カードの識別子を意識する必要がない。
- ・ カードの識別子は利用者に知らせることも知らせないことも可能。

案3 各制度の現在の被保険者番号を利用

- ・ 現在の各制度の被保険者番号等を直接関連付けた上で、各制度の番号を全てカードに収録する。

案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

- ・ 基礎年金番号に加え、医療保険と介護保険においても住所変更等で変化しない番号を設定し、それらを直接関連付けた上で、各制度の番号を全てカードに収録する。

案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- ・ 基本4情報をカードに収録する。

7 資格情報のセキュリティ対策・利用制限等について

資格情報のセキュリティ対策

- ・ 資格確認データベースにアクセスする際には、
 - － 不正アクセスを防止するための措置を講ずること
 - － 医療機関等において利用者の情報を扱う者の資格認証を行う仕組みの活用を検討すること等を含め、資格情報のセキュリティ対策を徹底する。

オンライン上での厳格な本人確認

社会保障に関する情報はプライバシー性の高い情報が多いため、カードを用いてオンラインで自宅等から年金記録や特定健診結果等の健康情報を閲覧すること可能とするためには、オンライン上での厳格な本人確認が可能とする仕組みが必須。この点について、公的個人認証サービスの活用を検討する。

利用制限

- ・ カードの収録情報が本人の承諾無く利用されることや収集されることへの対応が必要であり、収録情報に応じた適切な利用制限を検討する必要がある。

(利用制限の例)

- － 住民票コードの「告知要求制限」、「データベース構築の禁止」
(違反した場合には、都道府県知事による中止勧告・命令)
- － 基礎年金番号についても、住民票コードとほぼ同等の保護措置が設けられている。

8 カードの発行主体・交付主体

・ **カードの発行主体**：カードの運営責任を持つ主体

現在の年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証は年金・医療・介護各制度の保険者から発行されているが、これらの保険者は、制度により、国、市町村、健康保険組合等と異なっている。そのため、年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証といった各制度にまたがる機能を持つ社会保障カード（仮称）の発行に当たっては、各制度の保険者がカードの発行主体に健康保険証等の発行事務を委託するなどの制度上の整理が必要となり、どの主体がカードの運営責任を持つ発行主体となるかについては、この整理に応じて、今後検討を進めていくこととする。

・ **カードの交付主体**：実際に利用者にカードを配布する主体

この発行主体とは別に、どのような機関を通じてどのような方法でカードを交付するかといった交付主体や交付方法を検討する必要があるが、この点については、「**厳格な本人確認を行う必要性**」、「**カード受け取り時・紛失時等における利用者の利便性**」、「**費用対効果**」等を踏まえて、検討する必要がある。

交付主体として考えられる選択肢

案1 市町村

- ・ 国、健保組合等が市町村にカードの交付を委託し、例えば、住基カード発行と同様の手続により、市町村が交付する。
- ・ その場合、市町村が住基カードと社会保障カード（仮称）の2種類のカードを交付することについて検討が必要。

案2 医療保険者

- ・ 現行の医療保険者としての保険証発行手続を基に、医療保険者が交付。
- ・ 加入者には、事業主経由（健保組合等の場合）、窓口交付や郵送等の手段でカードを届ける。

案3 年金保険者たる国

- ・ 例えば、郵送等の手段で届ける。被用者保険の加入者については、事業主経由で届ける方法もある。
- ・ その上で、20歳未満の被扶養者分等については、事業主や市町村に交付を委託することも考えられる。

9 費用対効果に優れた仕組み

- ・ 社会保障カード（仮称）の仕組みを構築するに当たっては、関連する仕組みを最大限に活用することで、費用対効果に優れた仕組みにすることが重要である。
 - ・ 公的個人認証サービスや住基カード発行の仕組みのほか、平成20年4月よりレセプトオンライン請求が段階的に義務化されていくことにより、医療機関等と審査支払機関とのネットワークが整備されていき、医療機関等のIT化基盤が整備されていくことが想定されることや、「電子私書箱（仮称）」について現在検討が行われていること等を踏まえつつ、こうした仕組みの活用を検討する必要がある。
- ※ 現在、公的個人認証サービスの電子証明書をカードに搭載する際には、厳格に本人確認を行うため、郵送等による申請は原則認められておらず、対面で本人確認を行った上で発行している。
- ※ 住基カードに社会保障カード（仮称）としての機能を搭載することについては、現在の仕組みを前提とすると、例えば、住基カードは市町村ごとに発行することとされており、市町村をまたがる住所変更の際には再発行が必要となる点に留意が必要。

10 カード導入・運営に要する費用、費用負担の在り方

- ・ カード導入・運営に要する費用については、具体的な制度の仕組みや、既存の仕組みの活用の度合等によって大きく異なってくる。具体的な仕組みが固まっていない現時点では、試算を行うことは困難。今後、具体的な仕組みの検討を進め、一定程度選択肢を具体化した上で、その選択肢に応じた試算を行うこととする。
- ・ 費用負担の在り方については、どのような仕組みとするかによるところが大きいことから、引き続き、具体的な仕組みの検討を進め、カード導入による受益と負担の関係も踏まえつつ検討する必要がある。

1 1 その他

- **身分証明書としての機能**

顔写真付カードについては、写真の本人確認を行う必要があり、この点も含めて、顔写真付カードの交付方法について検討する必要がある。

- **移行期の対応**

カードの交付には一定の時間を要することから、一定期間、カードと現行の健康保険証等が併存する仕組み等、移行期の対応について検討する必要がある。

- **様々な利用者への配慮**

十分な周知期間を設け、利用方法を丁寧に説明するなど、ITの利用について不慣れな者にとっても、理解しやすく、利用しやすいものとする必要がある。

1 2 今後の進め方について

社会保障カード（仮称）については、その仕組みについて明確に整理されたものがなく、その狙いや基本的な考え方等が十分伝えられていなかったことから必ずしも十分な理解がなされてこなかった面があると思われる。

この点につき、今回の検討会報告書により、カード導入の狙いや効果、留意すべき点等が一定程度整理されることが考えられることから、今後はこれを基に議論がなされ、理解が進んでいくことが期待される。

費用等を含めた選択肢が整理されることで、より具体的な形で、より広く議論がなされるよう、今後、更に具体的な仕組みの検討を進めることとする。